

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

NPO法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調査者研修修了番号

SK18142
SK2021190

③施設名等

名称：	児童養護施設 公德学園
施設長氏名：	山田 祥隆
定員：	45名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	東大阪市新家3丁目7番8号
T E L：	06-6781-0236
U R L：	https://chabonavi.jp/place/398
【施設の概要】	
開設年月日	1923/11/15
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 公德会
職員数 常勤職員：	25名
職員数 非常勤職員：	9名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	5名
有資格職員の名称（イ）	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	11名
有資格職員の名称（ウ）	保育士
上記有資格職員の人数：	14名
有資格職員の名称（エ）	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	56室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

<p>基本理念：仏教の慈悲の精神をバックボーンに、子どもたちの人格を尊重し、安心感が得られる生活の中で、社会の健全な一員として</p> <p style="padding-left: 20px;">自立を計れるよう、子どもの生活創造と自己実現への援助を行う。</p> <p>指導指針（私たちの目指す子ども像）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活と心を大切にする子ども ・仲間の生活と心を大切にする子ども ・主体的に生きる力を持つ子ども

⑤施設の特徴的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちは縦割りの4グループに分かれて家庭的な雰囲気生活し、各グループはそれぞれの独自性を生かして生活・余暇・学習指導に当たっている。 ・小規模グループでは、特に個別的な関わりを必要とする子どもを対象に小集団でケアしている。 ・子どもたちの自主活動を重んじて、グループの活動費・日用品費・被服費・間食日等はグループの実情に合わせ、子どもたちと話し合って用途を決めている。 ・東大阪市ほか7市とショートステイ事業等を委託契約して実施している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2022/6/13
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2023/1/17
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和元年度

⑦総評

＜設立＞
 ・大正12年11月観音寺住職山田霊祥が「大阪少年公德学園」を設立し、昭和26年児童福祉法による養護施設に転換した。学園長は代々住職が務めている。

＜入所理由別利用者数＞
 ・虐待24人、父母の社会的状況11人、父母の疾病5人、その他3名、合計43人（受審時点）

＜快適な住環境＞
 ・広々とした敷地に3階建ての女子棟・男子棟・共同棟が建ち、中央の広い庭園には植栽と遊具があり、事務所棟・保育士棟から施設長や職員が子どもたちの様子を見守っている。

＜自主性の尊重＞
 ・子どもたちは男子・女子別のそれぞれ中舎・小規模の二種、計4グループに分かれ、小規模グループは、食料の買い出し、調理、自分の衣類の洗濯など、将来の自立に向け、社会に出ても困らないように家庭に近い生活を送っている。

＜地域に開かれた施設＞
 ・施設を地域に開放するイベントとして「子どもの広場」を催し、行政や学校、ボランティア団体・子どもの友人等を招待し、地域交流を図っている。

＜地域福祉の増進＞
 ・近隣市町村と委託契約し、子育て短期支援事業（ショートステイ）を行っている。レスパイトや保護者の入院、出産時等に地域の子どもを受け入れている。

＜特に評価が高い点＞
 ・残業ゼロ、有給休暇完全消化など勤務環境の改善が進み、職員が定着している。
 ・ベテラン・中堅・若手職員のバランスが良く、協力して施設運営に当たっている。そのため子どもたちの職員に対する満足度は高い。子どもたちの表情は明るく、将来の進路に福祉を選択する子どもも多い。

＜改善が求められる点＞
 ・施設長が行っていることが職員からの評価に繋がっていない。そのため子どもたちの施設に対する不満が生じている。
 ・施設長のリーダーシップのもと、全員参加の施設運営を望む。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

評価を受け、施設内会議（職員会議・リーダー会議）で検討・協議を行ないました。なお、改善点は早急に改善策をまとめ、改善に努めるということで一定の方向性を決めました。また、評価が高かった点については、さらにブラッシュアップしていきます。今回の受審結果を全体で検討・協議する良い機会となり、職員一同、良い点・改善が必要な点を認識でき、子どもにとっての利益の追及を再確認することが出来ました。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、基本方針が、定款等施設内文書や外部向けパンフレット「公德学園のあらまし」に記載されている。 ・理念は、子どもたちが安全な暮らしの中で社会人として自立できるよう育てていく内容となっていて、基本方針は施設が目指す子ども像を具体的に示している。 ・職員に対しては、職員会議や施設内研修で繰り返し周知している。 ・毎月発行している「学園だより」を工夫して、子どもたちにも分かりやすく周知することを望む。 	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、東大阪市の児童福祉施設連盟の会長を務めており、各種会議に出席し、情報交換をして、社会福祉事業全体、ならびに地域の動向を把握している。 ・コスト分析は、総務部門が行い健全財政が維持されている。 ・今後も、地域の養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集し、経営環境や課題を把握、分析することを望む。 	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況や課題は、職員の各種会議の意見を総務部門が取りまとめ、理事会・評議委員会に報告、協議・検討している。また、経営課題の改善に向けた取り組みは、職員会議の検討を基に毎年の事業計画に反映され、3月に施設長から全職員に周知している。 ・子どもたちの処遇のあり方について、施設長と職員の間認識のズレがあり、子どもたちの施設に対する満足度を低下させている。施設長から職員に丁寧な説明をして、職員との合意形成を計ることを望む。 		

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画を2010年に策定し、2040年までを見通して経営理念の実現に合わせて、課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容が示されている。 ・特に、施設形態・児童定員・職員配置は、2020年から5年ごとの4期計画として数値化されている。 ・30年間の長期計画であるところから、社会の環境変化に合わせて、適時、柔軟な見直し・改訂が求められると思われる。 		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業計画は、中・長期計画を踏まえたものとなっているが、数値目標等は設定されていない。決算書・予算書は、適正に作成され、予算管理は厳格に行われているが、前年度事業計画→事業報告→当年度事業計画に継続性がない。 ・事業計画は、前年度実績の反省の上に立ち、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価を行えるものとするを望む。 		
(2)	事業計画が適切に策定されている。	
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の事業計画の策定への意見反映と実施状況の把握は、層別の会議体（月1回のグループ会→週1回のリーダー会→月1回の職員会議）を通して行われている。 ・出された意見は総務部門で取りまとめて毎年の事業計画に反映し、3月に施設長から全職員に周知しているが、十分には理解されていない。 ・子供たちの満足度向上のためにも、職員の理解を促すための取組みを望む。 		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちには日々の生活の中、また毎年度末に施設長・統括リーダーから処遇の方針・ルールなどの運営方針について話をしているが、事業計画としては伝えていない。 ・保護者には具体的な事業計画は伝えていない。 ・広報誌「学園だより」に分かりやすい内容の「事業計画特集号」を作り、子供たちに説明するとともに、連絡が可能な保護者宅にも郵送するなどの工夫を望む。 		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		

- ・養護・支援について「支援計画→支援実施→支援の見直し→支援計画」のサイクルが前期・後期年2回、回っている。令和3年度に「チャイルドノート（児童記録のITシステム）」を導入し、職員間の記録共有の質が向上した。
- ・第三者評価は3年に1回受審しており、今回の受審に当たっての自己評価も職員が参画して行われた。
- ・受審年度には、リーダー会、職員会議等で評価・結果の分析・検討を行い、改善に取り組んでいる。

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】

- ・評価結果を分析した結果やそれに基づく課題は文書化されていない。
- ・チャイルドノート（児童記録のITシステム）を活用し、職員間での課題の共有化が図られている。
- ・評価結果から明確になった課題については、適宜、職員会議やリーダー会議等で議題としてあげて話し合っている。
- ・施設全体で取り組む仕組みを作り、実施することを望む。

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者
評価結果

① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【コメント】

- ・施設長の役割と責任は、「管理規定」、「業務内容及び担当責任者（業務のしおり）」で文書化している。
- ・毎年年度末に次年度運営方針を全職員に説明する中で、自らの役割と責任を表明を行っているが、周知徹底までには至っていない。
- ・施設の広報誌「学園だより」に分かりやすい内容の「事業計画特集号」を作り、自らの役割と責任を掲載する等の工夫を期待する。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【コメント】

- ・現施設長は前施設長の下、副施設長を務め十分な研鑽を積み、現在は東大阪市の児童福祉施設連盟の会長を務め各種会議に出席し、幅広い分野について理解している。
- ・日常業務はベテラン職員が主に担っているが、施設長も自ら職員に対する法令等の周知を検証する体制作りを望む。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

b

【コメント】

施設長は、東大阪市全体の福祉についての役割を担っており、日常の業務はベテラン職員が主に担っている。特に問題は発生していないが、次代を担う若手職員の能力向上に「目標管理」など総合的な人事管理が求められている。

- ・これらは困難で且つ重要な課題であるところから、その解決に施設長のリーダーシップの発揮を期待する。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【コメント】

- ・施設長は、施設全体を統括する立場で取り組んでいるが、職員からの評価に繋がっていない。そのため子どもたちの施設に対する不満が生じている。
- ・施設長は職員に丁寧な説明を行い、職員の意見を取り入れて全員参加の施設一体となつての運営を望む。
- ・経営の改善や業務の実効性を高めるため、課題解決になお一層の努力を望む。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画に「人材育成・適切な人事・労務管理の実践」を掲げており、年度事業報告書にも「人材確保事業の実施」が記載されている。 ・「変形労働時間制」を導入して、残業0・年休完全取得など職員にとって働きやすい環境を作っている。 ・職員の新規採用には大変苦勞しているが、人材は確保・定着し、職員は熱心に職務に取り組んでいる。 	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職務の基準」が策定され、「期待する職員像」が示されている。 ・人事基準は「管理規定」、「給与規定」、「業務内容及び担当責任者」に定められている。 ・職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度を評価する仕組みの構築、採用から退職までの総合的な人事管理の仕組み、取り分け目標管理制度の構築を望む。 	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4週間単位の変形労働時間制を採用し、時間外労働は原則なく有給休暇は完全に消化され、母性健康管理のための休暇等ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みが行われており、R3年度に産休・育休は3名取得し、R4年度に2名の職員が職場復帰をしている。 ・職員の心身の健康と安全の確保のため、心理士との面談の機会を設けており、いつでも気軽に相談できる体制を整えている。 ・総括主任、グループリーダーは職員と面談して意見を聴取し、施設の運営に活かしている。 	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を管理する仕組みはないが、階層別の研修等では、個人的に目標を立て自己評価ができるようサポートはしており、職員一人一人は真剣に努力している。一方で施設の方針が子どもたちに十分伝わらず「ルールが厳しすぎる」等施設に対する不満につながっていると思われる。 ・グループリーダーからグループ職員に対し、年間・月間計画に基づいた児童の生活指導等に具体的な目標を設定し指導することが望まれる。困難な課題であるところから、施設長のリーダーシップが期待される。 	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の教育・研修に関する基本方針は、業務のしおりに明示している。 ・毎年度、研修実施計画書を策定し実施している。 ・施設内研修と施設外研修に別れ、階層別研修・処遇研修・人権研修・小グループ研修・処遇困難事例検討会議・事例検討会議等多彩な研修が行われている。 ・毎年度、階層別研修を分析・評価して見直している。 	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度研修実施計画書を研修項目ごと・受講資格ごとに一覧表に作成して実施している。 ・OJTは、グループのリーダーから各グループの職員に対して行っている。 ・施設が所属する機関が実施する研修会のほか、職員各人が選択した研修会・講座に施設長の承認を受けて参加している。 ・スーパービジョン体制を構築し、コンサルタントSVを配置しており、定期的な研修会も実施している。 	
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	

	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・実習生の養育・支援については「業務のしおり・実習生受け入れに関して」に明文化している。 ・受け入れ態勢は「体制図」に明示している。 ・業務内容は「業務内容及び担当責任者・実習生指導」の項に具体的に示している。 ・令和3年度は5つの学校から13名受け入れた。 		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・東大阪市のホームページにおいて事業計画等情報開示している。 ・施設のホームページは計画されているが進捗していない。 ・地域に向けた広報が不足している。 ・広報誌「学園だより」を活用し、地域への働きかけを行うことを望む。 		
	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営及び管理に関して「管理規定」に定めている。 ・職務分掌と権限・責任は「業務のしおり・業務内容及び担当責任者」等に明示し、職員等に周知している。 ・内部監査として事業報告及び決算について、毎年監事の監査を受けている。 ・監事は会計・施設運営の専門家を選任している。 ・公認会計士による外部監査を受けており、指摘事項の修正等はその都度行っている。 		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方は、「定款（地域福祉の推進に努める）」及び「業務のしおり」に文書化している。 ・子どもの買い物は、本人の小遣いを使って地元のスーパー等で好きなものを選んで購入している。また、通院は、地域の病院に看護師が子どもの病状に合わせて引率している。残念ながら、コロナの感染拡大に伴い、外部（学校の友人・ボランティア等）からの訪問は中断している。 ・地域の人々とのコミュニケーションが十分に取れているとは言えない。地域の人々との日常的なコミュニケーションを心掛けることを期待する。 		
	② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基本姿勢を「業務のしおり（余暇指導・学習指導）」の中に明文化している。 ・地域の学校教育等への協力については「業務のしおり（学校関係）」に基本姿勢を明文化して取り組んでいる。 ・余暇活動計画書の「ボランティアの受け入れについて」の項に手続きを明文化している。 ・学習指導や空手や理美容など多彩なボランティアを受け入れてきたが、コロナの感染拡大に伴いここ2～3年受け入れが出来ていない。沈静化後は受け入れを再開する予定である。 		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
【コメント】		

- ・地域の関係機関・団体について連絡先等を記載したリストを作成して掲示し、都度職員会議で共有している。
- ・社協の福祉施設部会に参加し、行政とも連携しながら業務に当たっている。大阪府の家庭支援課との共同研修等も行っている。
- ・地域でのネットワーク化は図れていない。
- ・関係機関・団体と共同した取り組みは、これからの課題として積極的な推進を期待する。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 b

【コメント】

- ・施設長は、東大阪市の児童福祉施設連盟の会長を務め、地域の福祉向上に努めている。
- ・東大阪市ほか7市と委託契約を結び、育児疲れの親に対してレスパイトケアとしてショートステイ事業を実施している。
- ・少子化や核家族化の進行・単身家族の増加等に伴い、家庭や近隣地域における養育機能が低下している。地域の福祉ニーズや生活課題等の把握を積極的に行うことを望む。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 c

【コメント】

- ・定款には「地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する」と明文化され、年度事業計画には地域福祉サービスや社会貢献事業を行うことを記載しているが、具体的な活動までに至っていない。
- ・児童相談所、社会福祉協議会等、行政との協力は行っているが、さらに進んで地域における福祉ニーズに貢献することが望まれる。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者
評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 a

【コメント】

- ・施設の理念は「安全と自立」で、子どもたちが「安全な環境」の中で、将来「社会人として自立」できるよう養育している。この基本姿勢は「サービスの心得」で明示している。
- ・処遇職員・指導員が連携しながら、基本姿勢に基づき支援を行っている。子どもの要望・意見箱あるいは、人権教育など、グループ職員を中心に子どもの人権に配慮をしている。また、それについての研修も都度行っている。
- ・キャンプやクリスマス会など園内行事の一部を中高生の自主活動委員会で計画・実行して児童の自主性を育てている。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。 b

【コメント】

- ・「業務のしおり」において、倫理綱領を記載し、朝礼・会議・研修で周知徹底している。
- ・権利ノート児童相談所を通して配布している。
- ・プライバシー保護の私物管理のため一人一人に整理ダンスを提供し、居住空間に仕切りをするなど工夫している。子どもの環境については、個室化を進めてはいるが、十分ではない。
- ・引き続き、定期的な把握・評価と住環境の改善を期待する。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。 b

【コメント】

- ・紹介資料として「学園だより」、「公德学園のあらまし」を用意していて、パンフレットの内容は写真や図を使用し、子どもや保護者等に分かりやすく工夫している。具体的には園児の日課表や年間の行事予定などを掲載し丁寧な説明を行っている。
- ・「子どもの権利条約」に基づいた公德学園独自の「権利ノート」を作成している。
- ・虐待等、保護者の状況から入所に当たって保護者と接触することはほぼ無い。児童相談所と連携して、情報提供について工夫することを期待する。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b	
【コメント】 ・過程においては子どもの自主性を尊重していて、職員は「子どもの気持ち」を聞いて、子どもに強制しないよう、子どもの自由を拘束することがないように生活指導を行っている。 ・個別対応が特に必要な児童は小規模グループでケアし、ユニットリーダーを含む専任職員が調理等日常生活を通じて、それぞれの子どもに応じた養育にあたっている。 ・保護者に説明できない状況については、記録に残すとともに同意を得るように望む。		
③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a	
【コメント】 ・自立に備え「一人暮らしのハンドブック」を渡している。 ・退所後の子どもに対する継続した生活相談は生活処遇グループが担当し、定期訪問や電話で連絡を取り行っている。 ・定期訪問や電話で連絡を取り、継続した生活相談を行っている。それらの対応記録をアフターケア記録簿・チャイルドノートに記録している。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	
【コメント】 ・子どもの満足に関する調査を行い要望を聴いたり、茶話会や個別での面談や意見箱を設置するなどしている。 ・子どもの要望を月1回開催する職員会議で把握し、子どもたちが助け合って自主的に活動する「自主活動委員会」で職員がサポートしている。 ・集計や分析、改善等については、十分に行われているとは言えない。 ・分析、検討して改善する取組を行うよう望む。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	
【コメント】 ・苦情解決・第三者委員会を設置し、施設内にその仕組みを明示した掲示物を掲示している。 ・保護者・児童から出された苦情は、第三者委員会に報告し第三者の立場から意見・助言を受け、それらを施設運営にフィードバックし、処遇の向上を図っている。苦情内容はリーダー会議等で共有され、支援向上に努めている。 ・意見箱が設置され、入れられた意見には回答している。 ・積極的に資料の配布、アンケートの実施を行い、子どもの苦情を養育・支援の向上に繋げるよう検討することを望む。		
② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b	
【コメント】 ・子どもが相談をしやすい、意見を述べやすい場所として相談室を設けている。 ・子どもたちの施設に対する要望は、外出時間が短い、自由がない、こづかいが少ないなどの不満が多く、職員からは施設の決まりを説明しているが、子どもたちには「学園やからムリ」と受け止められている。 ・相談に関する文書の作成、配布を行っていない。 ・広報誌等を活用し、子どもや保護者に周知することを望む。		
③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	
【コメント】		

- ・施設は職員に「サービスの具体的な方法と注意点」の中で、子どもの話を聞き、子どもの養育・支援に対し傍観者にならないことを求めている。業務のしおり「サービス基準、心得」の中にサービスの具体的な方法と注意点・支援方法について記載していて、職員はそれに基づき日々処遇に当たっている。
- ・支援会議では各グループよりケアに困っている子どものケースをあげ、リーダー、グループ職員、臨床心理士が参加してより良い支援について話し合い、その話し合いでの支援方法を実践し、半年後に振り返りの会議を実施している。
- ・「サービス基準、心得」は毎年見直しをしている。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者
評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【コメント】

- ・「組織図」、「業務内容及び担当責任者」、「業務のしおり（危機防止・危機対応）」に基づく安全・安心な養育を目的とした体制が構築されている。
- ・ヒヤリ・ハットを実施し職員会議等で発表し、「チャイルドノート」で全職員間で共有している。
- ・階層別等の研修会を行って、事故の有無を問わず職員会議の議題にあげ、評価・見直しを行っている。
- ・小グループ研修では生活上のある場面を想定し、どのように声をかけ、対応するかなど話し合っている。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【コメント】

- ・「管理規定」に「健康管理」と「保健衛生」は施設長の役割であることが定められている。
- ・職員には「管理規定」と「業務のしおり（保健衛生）」で周知されている。
- ・感染症対策について毎年度「保健衛生実施計画書」を作成し、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。それに基づき職員には研修会で周知されている。
- ・本年1月、コロナウィルス感染による施設内クラスターが発生し、陽性・濃厚接触の児童は施設内での隔離した。職員にも感染が拡がり、自宅待機になるなど困難な状況になったが、全職員が協力し1か月で終息を図れた。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【コメント】

- ・非常災害対策は「業務内容及び担当責任者」に対応体制が定められている。
- ・防災対策については毎年度「防災活動計画書」を策定し、責任と役割を明確にした管理体制を整備している。
- ・職員には「管理規定（災害対策）」、「業務のしおり（防災、業務マニュアル）」で周知している。
- ・防災研修・避難訓練などを行い、児童・職員の意識を高めることに努めている。
- ・食料や備品等について、備蓄リストを掲示・更新している。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者
評価結果

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

a

【コメント】

- ・「業務マニュアル」の中に、一日の流れと業務内容を文章化し、「心がけること」の項に、子どもの尊重、権利擁護、プライバシー保護の姿勢を明示している。
- 施設運営の基本方針の人権の尊重の⑤でも、「プライバシー保護、個人情報保護を行ないます」と掲げ、一人ひとりの子どもの全てのプライバシー・個人情報が保護され、子どもが安心して生活できることを保障している。
- ・標準的な実施方法については、階層別研修で職員に周知し、さらに、グループ会議(各グループ単位)・リーダー会議・職員会議で確認する仕組みとなっている。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【コメント】

・グループ会議・職員会議から、児童経過記録を基にした話し合いを重ねて最後に施設長にあげる、という流れで、意見集約、必要に応じた見直しを行なっている。
 ・毎年担当分野が見直しを行なったものを持ち寄り、新しい活動内容別に分かりやすく整理され「業務のしおり」を作成している。全職員が手元に持ってハンドブックのように活用していることが、調査の中でも確認できた。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。 b

【コメント】

・担当職員が年1回施設内で作成した年齢に応じた「生活能力調査票」に基づき、自立支援計画を策定している。
 ・支援困難ケースへの対応は、それぞれの専門職が連携しながら、支援計画の沿った支援経過を振り返りながら次の支援計画に進めている。常に関係機関との連携も図っている。
 ・個別の支援計画書・支援報告書を作成し、前期・後期に分け支援の経過と振り返りを行ない、次への計画作成に活かしている。
 ・全職員での計画の共有化は不十分で、現状では時間がかかり課題となっている。今後、職員間での合意を図ったアセスメントの作成への取り組みを望む。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。 b

【コメント】

・自立支援計画は生活担当職員が作成し、リーダー・主任がチェック後施設長が確認する、という流れで進められ、年2回(10月と4月)見直しを行なっている。
 ・計画の共有化が全職員では行えていなかったが、昨年度より、チャイルドノートが導入され、職員間での情報共有がスムーズになり、連絡漏れを防ぐなど改善、効率化が期待されているところである。
 ・支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備されることも望む。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 a

【コメント】

・昨年度より、チャイルドノートが導入され、職員間での情報共有がスムーズになり、連絡漏れを防ぐなど改善、効率化が期待され進められているところである。
 ・パソコンも各グループに設置され、記録に関する研修も随時実施している。
 ・主任と各部屋の代表者で構成しているリーダー会議で、話し合った内容は会議録に記載し、全職員が閲覧できる状況である。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 a

【コメント】

・個人情報保護規定を策定し、業務のしおり(マニュアル)の中にも「児童に関する記録について」細かく記載し、職員には周知徹底している。
 ・児童記録等の個人情報の入った書類は事務所の鍵のかかる書庫で保管している。
 ・日々の子どもの記録等は、昨年よりチャイルドノートを使って情報共有をはかりながら管理に努めている。
 ・記録管理の責任は主任が担い、書庫の鍵の管理も行なっている。

内容評価基準 (24項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護 第三者
評価結果

① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 a

【コメント】

- ・子どもの権利擁護並びに虐待対応マニュアルを作成し、規定・マニュアルに基づいた養育・支援を行なっている。
- ・リーダー会議・グループ会議で話し合われた支援内容は支援報告書に記載している。
- ・子ども同士や、子どもと職員の間で権利擁護が損なわれた事案が生じれば、そのつど検討し、関係職員、子どもなどからも意見を聞いて改善に繋げている。
- ・毎年SVによる権利擁護・虐待対応に関する研修を実施している。
- ・子どもの思想・宗教の自由を尊重し、子どもや保護者に意向を聞き尊重する姿勢である。

(2) 権利について理解を促す取組

- ① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

a

【コメント】

- ・児童相談所職員から、「自他の権利について」の説明を本人が受けて入所し、再度職員から、権利についての理解を深めるために年齢に応じた説明を受け、「権利ノート」を受け取っている。「権利ノート」について、本人が手元に持っている子と、「預かってほしい」と職員に預けている子がいる。
- ・子どもに対し、内容によっては、個別に伝えたり、全体での話し合いにするなど工夫している。
- ・生活場面で「子どもの要望を聞きましよう！」という姿勢で、子どもからの要望等も聞き入れ、即座に答えられるものはできるかぎり応え、検討を要するものは、その可否にかかわらず必ず返すようにしている。

(3) 生き立ちを振り返る取組

- ① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

- ・子どもの知る権利を優先し、個別に配慮しながら、子ども家庭センターとも協議し、子どもに伝えるようにしている。
- 子どもと話し合った内容は、チャイルドノート等で共有を図っている。
- ・子どもの成長記録の写真は、個別にアルバムを作り、年一冊本人に渡している。
- ・園には、施設全体での子どもの生活状況を振り返るアルバムが、整理され保管している。施設の長い歴史と、子どもたちが永年大切に育まれてきた様子がうかがえる。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

- ① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・被措置児童虐待対応ガイドラインを理解し、研修や職員の話し合う機会を通して意識を高めている。
- ・年間計画に基づいて、年1回の研修の機会を持っている。
- ・施設内での子どもへの周知も分りやすく、全体・個人に内容に応じて対応している。
- ・子どものアンケート結果からもわかるように、職員との信頼関係が良好で、子どもが「生活場面で直接職員に話している」という回答が多い。
- ・苦情処理制度についても、第三者委員を設け、理解できる年齢の子どもには説明している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

- ① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

- ・入所前に子どもについて「児童養護施設入所児童アドミッションケアから援助計画」を基に、児童相談所と話し合い、子どもの入所理由・援助計画等を把握している。
- ・施設は、あたたかく明るい雰囲気の中で迎える準備を整え、しおり・パンフレットを活用し、オリエンテーションを行なって迎えている。また、全入所児にも紹介し受け入れる環境を作っている。
- ・入所時には入所予定ユニットの担当職員が、施設内を案内し、ユニット内の子どもの紹介などこれからの生活場所への不安を取り除くことや、人間関係の醸成に繋がるような配慮をしている。
- ・入所後保護者面会を通して、児童相談所とも相談しながら、これまでの関係が維持できるように努めている。

- ② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

・退所後にむけて、小規模グループに移り家庭的な雰囲気の中で、一人での自立した生活に向けた身のまわりのことや食事面など自立に向けたカリキュラムで、積極的に支援している。

・退所後は、在籍時の担当グループ職員が中心となり、電話や訪問での相談を受けるなどのアフターフォロー体制があり、実際に子どもへの温かい支援となっている。

・制度の充実とともに、大学・専門学校への進学者も増え、大学生と施設との交流もあり、例えばお金の管理などの相談にもものごとがある。

・アフターケア記録簿に連絡などの記録を書き残し、状況把握に努めている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】 ・業務のしおりで基本的な対応方法を共有していることと、チャイルドノートでの情報共有で、一人ひとりに適切な対応ができるよう努力している。 ・職員会議では、各グループでのヒヤリハットの事例や子どもの要望について話し合う時間を設けている。また、研修を通してベテラン職員と、若手職員それぞれの意見を出し合う機会を設け、養育に活かすように努めている。 ・利用者アンケートは、あえて実施していないが、日々小規模でのきめ細かい養育の中で子どもの声は聞き取れていると考えている。	
② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】 ・支援計画を策定の上、各グループ職員を通じ、個人との面談時間を極力作り、基本的要求の把握と、その要求を満たすようにしている。 ・生活の決まりについては、日々「これは適切か」「他にいい方法はないか」などを話し合い、子どもと新たな決まりを作ったり、変更したり、廃止したり等柔軟に対処している。 ・宿直室を特に幼児の寝室に近いところに配置し、子どもが安心できるよう配慮している。また、職員の勤務体制も、子どもが施設内でのいる時間帯が手厚くなるよう工夫している。	
③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
【コメント】 ・業務のしおりの中にも「個別対応事業実施計画書」の作成が盛り込まれ、個々の子どもの状況に応じて柔軟に取り組める体制はできている。子どものできている事を認め、自信をつけるよう励ましている。 ・昨年から取り入れたチャイルドノートで職員間の情報共有を行ない、グループ会議や支援会議で支援方針を決定している。 ・小集団での生活で、子どもの主体性を育てている段階で、子どもが、問題提起し、主体的に検討できるまでには達していない。今後、子ども達だけでの話し合いができる場を設けることを期待する。	
④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】 ・施設内は広く、整理整頓された清潔な環境で、調理室・浴室では最新の設備も導入された快適な生活となっている。子どもの活動内容によって使用できる部屋がたくさんあり、年齢にあった本や用具等も取りそろえられている。 ・施設内の保育室には、専任の保育士が「保育室運営計画書」に基づき保育カリキュラムをたて保育にあたっている。子どもたちの過ごし方に、引き継ぎファイル・ノート・手拭きタオルをグループに持ち帰り、メリハリのある流れとなっている。 ・現在コロナ禍で、ボランティアの受け入れは中断しているが、コロナが沈静化すれば外部からの受け入れの再開を検討している。	
⑤ A11 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】	

・子どもが社会生活を営む上での知識や技術の習得に向け、しおりの中で「生活上の約束事」として細かく掲げ、習得しやすいように支援している。中舎・小規模グループでの生活であり、子どもたちにとっては、生活する上での規範や決まり・約束ごとを子どもと職員で一緒に作り、守っていくことができやすい環境となっている。

・SNSなど職員の知識の及ばないことが増えてきているため、外部の研修や、ネット等で情報を得て、職員間で共有するようにしている。（高校生になれば、職員と話し合い、条件を守って、スマートフォンを使っている。）

・地域の祭りや子ども行事に参加したり、中・高生は地域の清掃活動にも積極的に参加し、一般社会生活の営みを体験できる場を設けている。

(2) 食生活

① A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

・中舎グループは3食（朝昼晩：学校があるときは、給食または弁当持参）を食堂で摂っている。小規模グループは、グループ毎に食卓を囲み家庭的雰囲気ですべてを摂っている。

・厨房設備も近代的で、衛生管理も徹底され、食事の温度調整は温蔵庫・冷蔵庫を活用し、極力温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供している。栄養士を中心に、残食管理、嗜好調査を実施し、献立作りに活かしている。

・直営でのおいしい食事が提供されている。子どもの定期的に調理実習も行なっている。

(3) 衣生活

① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

・被服整備計画をグループ毎に作成し、衣料台帳で適正管理している。

・中学生以上は個人別予算を立て、それに基づき現金を本人に渡し計画的に購入計画が立てられている。個人で好きなものを購入できる仕組みであるが、偏りがないよう、グループ職員が配慮しながら購入させている。

・小学生以下についても、予算を立て計画的に必要なに応じたものを基本職員と一緒に購入している。

(4) 住生活

① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

・施設全体がきれいに整備され、子どもたちが気持ちよく過ごせる環境となっている。

・業務のしおりにおいて、備品等は適切に個人用として配布している。また、修繕等も迅速に行ない、子どもが気持ちよく生活できる環境を整えている。

・中学生以上はほとんどが個室で、個室でない場合も、上下に個人用スペースが確保されている。

・身のまわりの片付けや清掃の時間は、基本朝に設け、共同スペースは職員と子どもと一緒にしている。

(5) 健康と安全

① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

・健康管理マニュアルに沿って、日々の視診・子どもへの対応を丁寧に行い、子どもの健康管理・職員からの相談等にも応じている。

・嘱託医との連携も良好で日頃の子どもの受診やワクチン接種等もスムーズに進められている。

・看護師が中心になり、職員会議の場で、医療や健康に関する学習会の機会を設け、必要な知識習得や子どもの病気予防等に努めている。

(6) 性に関する教育

① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

【コメント】

・現在階層別研修の中でチェックシートを作成中であり、職員向けの性教育(性問題の捉え方)のマニュアル化を目指し、施設独自の性問題予防のための内容確定に着手し、令和4年11月に運用開始の予定としている。今後、子どもに対し適切な性問題の勉強会等を実施することを望む。
 ・CAP(子どもの暴力防止)JAPANセンターのセミナーの講師を招いて対象となった子ども・大人向けに分け研修を実施し、性についての正しい知識・対応を学んでいる。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

・業務のしおりにも日々子どもへの対応についても細かく記載されているが、職員間での役割分担をはっきりさせ、子どもの安心感の醸成を図っている。
 ・必要に応じ学校や関係機関との話し合いも施設からも積極的に行なっている。
 ・機関と連携しながら進めるケースが増えている中、児童相談所職員との研修機会を増やし、対応力の向上に努めている。

② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

b

【コメント】

・日頃より、子どもとの信頼関係を大切と考え、子どもに寄り添い暴力やいじめ・差別が起こらないように努めている。
 ・問題があった子どもにとって、周囲の子どもにも配慮しながら、本人が落ち着けるように個室で癒やしの場となる配慮をしている。
 ・子ども間の性問題等については、発覚した場合は児童相談所とも連携しながら対応している。
 ・職員は一丸となり、チームワークよく問題解決に対応できているが、今後さらに予防のための性教育の内容策定を課題としており、関係するマニュアルの策定とそれに基づく実践を望む。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

・心理士が常駐し、自立支援計画の心理支援分野を担い、プレイセラピー(遊戯療法)を用いて子どもの支援を行なっている。
 ・毎月心理連絡会を設け、職員のリーダーと心理士で心理的ケアが必要で、プレイセラピーを受けている子どもの様子を共有し、必要に応じ、保護者・関係機関との連携を図りながら、支援の向上を目指している。
 ・施設の研修計画にも心理士がテーマを設け職員に話す機会を設けている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

b

【コメント】

・完全な個室化ができていないため、職員の目の届くところでの個別スペースの確保が難しいが、施設内での各種スペースの活用等により、その確保に努力することを期待する。
 ・現在は、業務のしおりでも示しているように、学習の習慣をつけることを大切に日々の生活の中で、時間を決めて取組んでいる。身のまわりの片付け、学習時間の区切りをはっきりさせている。施設内には年齢にあった図書が整えられてあり、子どもは自由に手にすることができる。
 ・支援計画書に従った個々の対応を行なっている。障がいのある子どもの就学についても関係機関と相談の上、その子どもにあった支援に努めている。
 ・制度が充実していることを本人に説明し、学習意欲、学力の向上に努めている。塾を希望した3名が現在通っている。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

b

【コメント】

- ・進路相談（進学あるいは就職）、奨学金手続き等は、グループ職員が中心となって情報提供などしながら支援している。
- ・制度の充実により、施設では、大学や専門学校へ進学する児童が約半数にのぼり、進路決定後のフォローアップや、失敗したときの対応する体制づくりの強化を図っていきたいと考えており、それらの実現を期待する。
- ・措置延長を利用したケースにも適切な支援が行なわれている。

③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

- ・大阪児童福祉事業協会のアフターケア事業部と連携し、職場体験など行なってきたが、ここ数年コロナウィルス感染症の影響もあり、実習等に行く機会が失われている。
- ・アルバイトに関しては、希望する高校生以上（約半数以上）の子どもには、学業に支障のない範囲で認めている。社会の仕組みやルールなどは、実習を通してということだけでなく、アルバイト等の社会経験を通してその都度個別にグループ職員が指導している。
- ・実習やアルバイトの求人はコロナの影響や、経済事情により厳しい状況であるが、沈静化後は実習先や体験先の事業所との積極的な連携により子どもたちの社会経験が増えることを期待する。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

- ・担当指導員や家庭支援専門相談員、処遇グループ職員が保護者との面談に同席するなどして親子関係の調整や相談に取り組んでいる。
- ・保護者で希望する人には、心理士による相談を実施している。
- ・心理士との連携もグループ職員が直接行なっているため、職員自身も当該項目に取り組んでいることも理解している。また、毎月来園のない保護者には郵送で、学園便りを渡し、家庭との連携を図っている。
- ・記録は全て、チャイルドノート・リーダー会議録に記載し、職員の共有を図っている。

(11) 親子関係の再構築支援

① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

- ・2名の家庭支援専門相談員が中心となって、児童相談所と協議の上、担当指導員・リーダー職員が面談や外出の時等に立ち会い、家族との再構築に向けた支援に努めている。
- ・また、家庭支援専門相談員が支援方針を明確にすることで、施設全体で共有することができている。
- ・全ての面談内容は面談記録簿に記載し職員間での共有を図っている。
- ・家庭への外泊等を重ね、親子関係の再構築をはかり、帰宅に繋げているケースがほとんどで、現在用意されている親子支援室を利用するケースはない。
- ・家族療法についても、心理士が常駐することで、家族からの相談を受けられる体制を整えている。